

愛媛アイバンク だより

Ehime Eye Bank Times



目のご不自由な方に愛の光を

公益財団法人愛媛アイバンク

〒790-8585

松山市三番町4丁目5番地3 愛媛県医師会館内

Tel.089-913-7786 / Fax.089-913-7817

ホームページへのお越しもお待ちしております。

愛媛アイバンク

検索

URL: <http://www.ehime-eyebank.com/>

E-mail: jimukyoku@ehime-eyebank.com

Vol.

38

2025年3月15日発行

角膜提供の希望を繋いだ「在宅医療」

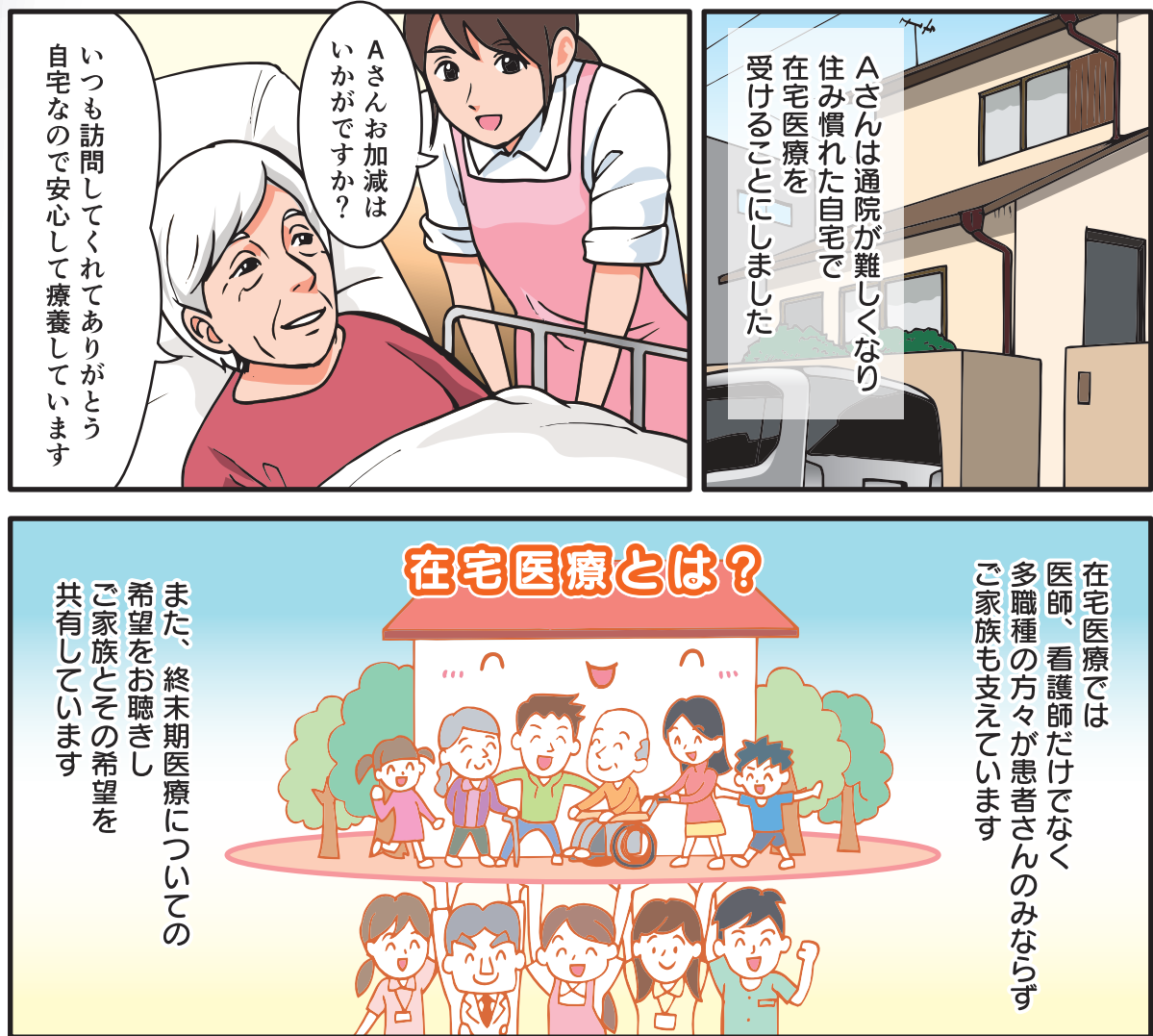
～在宅医療では患者様の終末期医療の希望をお聴きしています～



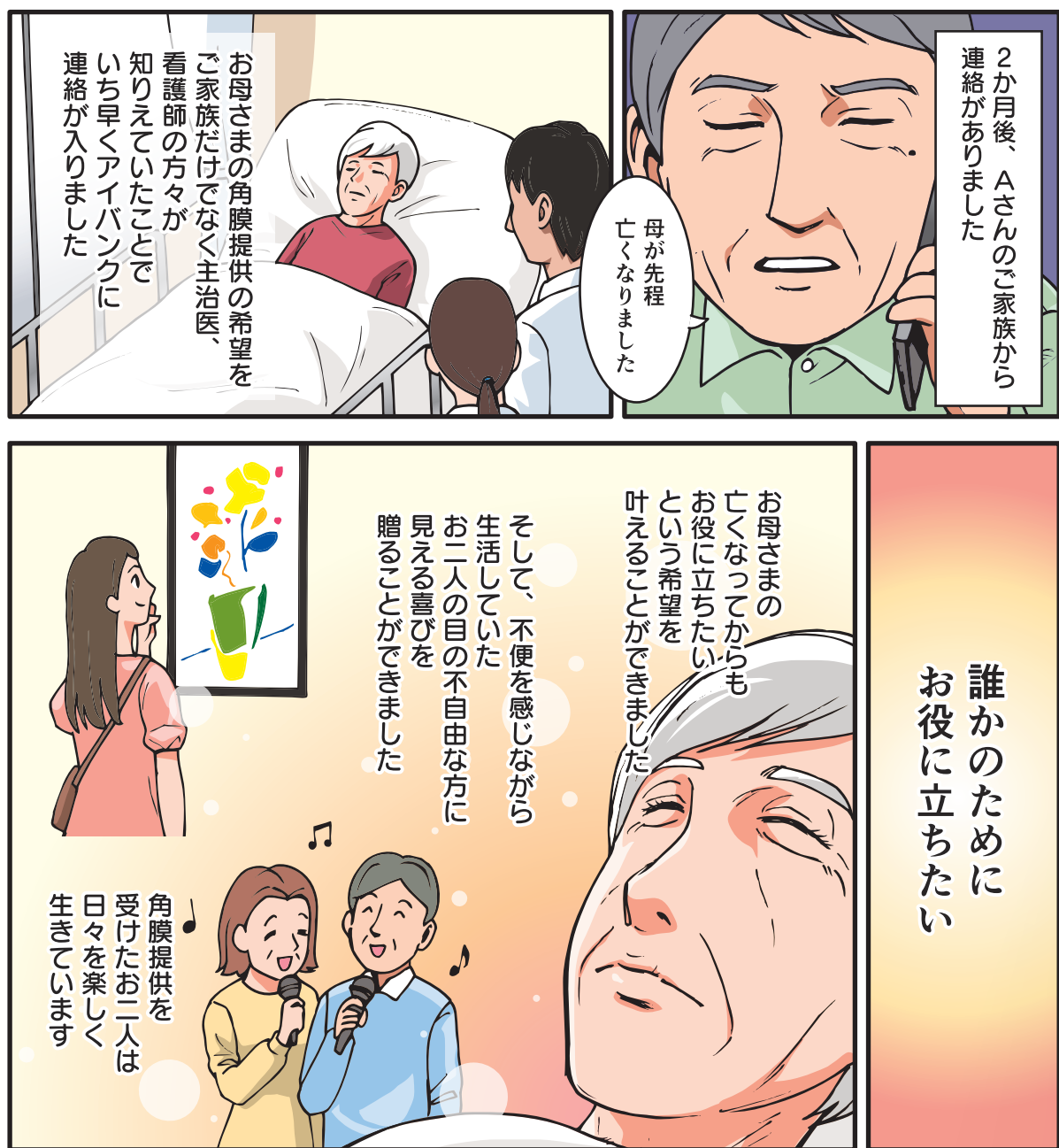
2

角膜提供の希望を繋いだ「在宅医療」

～在宅医療では患者様の終末期医療の希望をお聴きしています～



1



マンガ/佐伯ウサギ

4



3

献眼登録・献眼の手続き



献眼登録については、ご家族でよく話し合って十分に意思確認と同意を得てください。

登録の手続き



登録はお電話またはEメールでお申し出ください。

献眼意思表示マグネットシールは、冷蔵庫などの目に付きやすい場所に貼っていただき、ご活用ください。



献眼意思表示マグネットシール



登録カード(登録票)発行

どんなことでもまずはお電話を

愛媛アイバンク
じぶんが

愛媛アイバンク事務局
松山市三番町4丁目5番地3 愛媛県医師会館内
☎(089)913-7786
E-mail: jimukyoku@ehime-eyebank.com

献眼の手続き

お亡くなりになって、おむね10時間(夏場6時間)以内に
ご献眼いただく必要があります。
なるべく早めのお電話を

夜間・休日
でも
大丈夫
24時間電話受付

眼球摘出後は、義眼をお入れしますのでご安心ください。



ドナーカードをお持ちの方でもアイバンクへのご登録をお願いします。

アイバンクに未登録の方でも
本人のご意思、またはご家族の同意があれば
献眼ができます。

令和6年度 事業計画書

令和5年度は10月以降に献眼が集中し、令和6年2月までの献眼者数は5名、摘出眼球7眼となり、前年度の4名6眼を上回ってはいますが、待機している多くの角膜移植希望者(レシピエント)に希望の光を贈るためには、さらなる献眼意識を高める活動が必要です。

財務に関しては、角膜あっせん手数料だけではアイバンク事業を運営することは難しく、今後も収入の70%以上を占める賛助会費、協賛広告、募金箱、支援自動販売機、パナー広告などの寄附金収入に頼らざるを得ません。特に最も大きな財源の賛助会費を増やすことが、安定した財源の確保につながるため、新規会員募集に注力いたします。

令和6年度事業計画の具体的な施策は下記のとおりです。

記

1. 献眼者の増加を図るための活動

- 臓器移植院内コーディネーターが設置されている県内15か所の主要医療機関に対し献眼への協力を依頼する。
- 脳死判定による献眼実績のある愛媛県臓器移植支援センターとの連携を継続する。
- 平成25年から協力していただいている愛媛大学白菊会との連携を強化し、献眼者の増加を図る。
- 在宅医療支援センターへ働きかけ、在宅医のACP(アドバンス・ケア・プランニング)作成時に角膜提供の意思確認を依頼する。

2. 献眼についての理解を深めていただくための活動

- 年1回発行している情報誌「愛媛アイバンクだより」の内容を充実させる。
- ライオンズクラブと協賛し「献眼推進セミナー」「献眼登録キャンペーン」の実施により、アイバンクの役割と献眼の必要性を説明する。
- 新規献眼登録者には、献眼時の注意事項を記載した「献眼についてのQ&A」を送付し、理解を深めていただく。
- 医療機関等に、情報誌「愛媛アイバンクだより」、リーフレット「献眼登録のお願い」の設置を積極的に依頼する。

3. 運営基盤の強化

- 基本財産については、リスクを抑えつつ最適な運用に努める。
- 「愛媛アイバンクだより」への協賛広告、ホームページへのパナー広告により、広告収入の増加を図る。
- 賛助会員の新規開拓・未納者減少に努めるとともに、「寄附金の税制優遇措置」制度の周知を図る。
- 新規開業先等への「募金箱」設置を積極的に依頼する。

以上



主な事業・できごと (令和6年1月1日～令和6年12月31日)

日付	項目	場 所
1月 3日	献眼	
1月15日	令和5年度愛媛アイバンク医学基準委員会開催	助格三番町店
1月15日	愛媛県眼科医会アイバンク担当理事ミーティング開催	助格三番町店
2月 7日	愛媛県による運営組織及び事業活動の状況に関する立入検査実施	愛媛県医師会館
2月20日	松山市眼科医会定例会にて愛媛アイバンク業務報告	ANAクラウンプラザホテル松山
3月 4日	愛媛県共同募金会へ令和5年度共同募金配分事業完了報告提出	
3月11日	令和5年度第2回理事会開催	愛媛県医師会館
3月12日	愛媛県へ令和6年度事業計画書提出	
3月18日	献眼	
3月31日	愛媛アイバンクだより第37号発行	
4月 2日	愛媛県眼科医会アイバンク担当理事ミーティング開催	愛媛県医師会館
4月 5日	愛媛大学白菊会へ新規会員向け献眼登録依頼	愛媛大学医学部
4月10日	令和6年度共同募金配分金交付式出席	愛媛県総合社会福祉会館
4月14日	令和6年度愛媛県眼科医会定例会にて愛媛アイバンク業務報告	愛媛県医師会館
4月16日	献眼登録キャンペーン実施(松山東ライオンズクラブ共催)	大街道献血ルーム前
4月19日	愛媛県共同募金会へ令和6年度共同募金助成申請書提出	
4月20日	献眼登録キャンペーン実施(砥部ライオンズクラブ共催)	砥部町陶街道ゆとり公園
5月14日	令和5年度会計監査実施	愛媛アイバンク事務局
5月21日	松山東ライオンズクラブ例会にて寄附金受領	ネストホテル松山
5月31日	献眼	
6月 7日	令和6年度第1回理事会開催	愛媛県医師会館
6月16日	第26回献血・献眼推進セミナー実施(ライオンズクラブ国際協会336-A地区2R共催)	グラッツェふじ
6月24日	令和6年度定時評議員会開催	愛媛県医師会館
6月25日	愛媛県へ令和5年度事業報告書提出	
6月25日	献眼	
6月28日	理事長・副理事長選任	
7月 2日	愛媛県眼科医会アイバンク担当理事ミーティング開催	愛媛県医師会館
7月 5日	松山地方法務局で役員変更登記完了	松山地方法務局
7月 9日	愛媛県へ令和6年度変更の届出提出	
7月15日	献眼	
7月25日	献眼	
7月26日	献眼	
7月30日	献眼	
8月 1日	献眼	
8月 3日	献眼	
8月 5日	愛媛アイバンクホームページ事業報告等更新	
8月 8日	献眼	
8月20日	献眼登録キャンペーン実施(松山東ライオンズクラブ共催)	大街道献血ルーム前
9月11日	献眼	
10月 1日	愛媛県眼科医会アイバンク担当理事ミーティング開催	愛媛県医師会館
10月25日	献眼	
10月31日	献眼	
12月15日	献眼	
12月17日	献眼登録キャンペーン実施(松山東ライオンズクラブ共催)	大街道献血ルーム前

令和5年度 財務報告

1. 令和5年度 収支決算状況

収入の部			金額単位(千円)
科 目	金 額	摘 要	
寄附金	4,421		
賛助会費	4,054	563名様	
あっせん手数料	400		
助成金	90		
雑収入	40		
財産収入	1	基本財産利息	
前期繰越金	13,995	令和4年度より繰越	
合 計	23,001		

支出の部			金額単位(千円)
科 目	金 額	摘 要	
		印刷製本費	2,606
		人件費	1,867
事業費	6,985	委託費	873
		報奨費	598
		通信運搬費 他	1,041
		賃借料	1,216
管理費	3,185	人件費	1,235
		雑費	324
		法定福利費 他	410
次期繰越金	12,831	令和6年度へ繰越	
合 計	23,001		



2. 基本財産

	金額単位(千円)
アイバンク設立時	35,000
昭和62年度から令和5年度までの増加額	28,200
合 計	63,200

令和5年度 事業報告

1. 献眼登録・献眼・受眼・幹旋等の状況

年 度	献眼登録者(人)	献眼者(人)	受 眼 内 訳			受眼合計(眼)
			愛媛アイバンクにて(眼)	全国のアイバンクより幹旋(眼)	その他(眼)	
昭和61年度～令和4年度	15,881	273	456	220	4	680
令和5年度	61	6	3	0	0	3
累 計	15,942	279	459	220	4	683

(献眼角膜の幹旋先の内訳)

調 達 先	眼数(眼)	幹 旋 先	眼数(眼)
愛媛アイバンク	3	愛媛大学医学部附属病院	3
合 計	3	合 計	3

2. 全国統計 (令和6年3月31日現在) 全国54アイバンク

調 達 先	登録者数(人)	献眼者数(人)	摘出眼球数(眼)	利用眼球数(眼)
全 国 アイ バ ン ク	1,566,468	44,043	80,921	68,805
愛 媛 アイ バ ン ク	15,942	279	513	463



伊予銀行

ホテルはいきている
素敵なホテルは
素敵なお客様がつくる



松山シティホテル
www.the-cityhotel.com

健康をおくる、笑顔をおくる。



あさひ調剤薬局

くわばら店
☎089-993-6610
〒790-0911 松山市桑原4丁目8番8号
URL http://www.117-asahi.com

つばき店 ☎956-2314
おおてまち店 ☎998-6051
ひがし店 ☎955-5858
くわばら北店 ☎948-8815
しのめ店 ☎968-1760



BMW正規ディーラー
Ehime BMW



MINI正規ディーラー
MINI EHIME

アルスターオート株式会社
https://www.alsterauto.co.jp/

report

「愛媛アイバンク」コーディネーター日記



愛媛アイバンク事務局長 徳本 浩二

愛媛アイバンクの事務局長に就任してから5年目の冬を迎えました。コーディネーター日記も今回で5回目となりますが、これが最後のコーディネーター日記になりそうです。就任時より5年間の約束で働いてきましたが、約束の5年が終了するのは令和7年3月です。同時に私は70歳を迎えます。長寿でお祝いをいただけるとすれば古希になります。還暦を現職で迎える方は多いと思いますが、「70歳雇用」が企業の努力義務になった現在でも古希を現職で迎える方は数少ないのではないのでしょうか？昭和53年から社会人となり風邪以外では大きな病気を患うことなく、業種が異なる3つの職場で47年間、働き続けることができたのは、家庭よりも仕事を優先してきた私を温かく見守ってくれた妻と子どもたちのお陰だと思っています。

私が最後の職場として愛媛アイバンクの仕事をお引き受けしたのは、それまで銀行員、大学職員として多くの方々からお世話になり、人間として社会人として成長させていただいたことへの恩返しだったかもしれません。愛媛アイバンクでは角膜疾患等により視力を失った方々が角膜移植により再び光を取り戻すための活動を日々行っていますが、限られた人員で対応しており、職務は社会貢献に近いものがあります。いつ発生するかかわからない献眼に24時間365日対応するために松山市から離れることは避けてきました。着任した令和2年4月当時は新型コロナウイルス感染症が蔓延し、感染しやすい場所として旅行は敬遠されていました。妻は退職後の旅行を夢見ていましたが全世界を巻き込んだ感染症の流行のため、私とは違う意味で仕方なく旅行に行くことを我慢していたのだと思います。新型コロナウイルス感染症が5類に移行され、約束の5年が近づくとつれ、行きたい観光地、風情溢れる旅館、グルメなどに関する話題を妻と二人で話すことが多くなってきました。男性の健康寿命は72.7歳だそうです。私が健康で過ごせる時間には限りがあります。43年間

支えてくれた妻に恩返しできる時間にも限りがあります。退職後は可能な限り、妻への感謝の気持ちを込めて精一杯の恩返しをするつもりです。

令和6年度は12月末までに過去30年間で最多の13名の方から献眼していただきました。特に夏場に集中し、7月15日から8月8日までに7名の方から角膜を提供していただきました。使用期限が短いため未使用のまま廃棄することもあった眼球保存液などの薬品が底をつき、発注した業者からの納品が間に合うかを心配したのは初めてのことでした。また、夏場は暑さの関係で眼球摘出までの時間が10時間から6時間に短縮されています。ご遺族からの迅速な連絡がなければ、亡くなられた方の尊いご遺志を繋げることができません。今回は7名全てのご遺族の方から迅速な連絡があり、目の不自由な方への橋渡しができました。ご遺族の方に感謝いたします。

白菊会会員の方からの献眼が増えた5年間でもありました。白菊会会員の皆様はご自身のご遺体を医療の発展に役立てるため、愛媛大学医学部に献体として無条件・無報酬で提供しています。平成25年から白菊会会員の方からの献眼登録を開始し、献眼時には片眼を提供していただくことになりました。私の在任期間5年間で41名の方から献眼していただきましたが、20名の方が白菊会会員の方でした。亡くなられてからも医療の発展のため、目の不自由な方が視力を取り戻すために行動した姿勢に感動するばかりです。

ライオンズクラブの方々からは献眼登録キャンペーン、献眼推進セミナー開催による広報面での支援、賛助会費、寄附金による運営面での支援だけでなく、献眼意識の高さから会員本人やご家族の方から数多く献眼していただきました。ライオンズクラブの方々のアイバンク事業への理解の深さを再認識いたしました。次年度からは事務局長が交代しますが、今後も目の不自由な方へのご支援を引き続きお願いいたします。

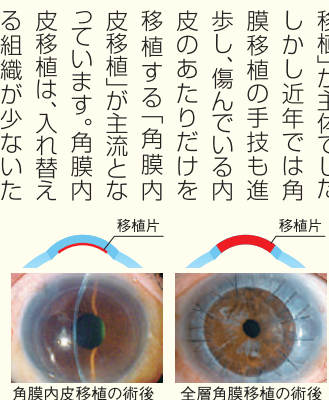
特別寄稿

角膜移植の現在と将来

愛媛大学医学部
眼科学講座
助教 竹澤 由起

私は現在、愛媛大学附属病院に勤務し主に角膜疾患を専門に診療を行っています。当院では私のほか、複数の角膜専門医が在籍し日々あらゆる角膜疾患に対応しています。当院の角膜専門外来は毎週火曜日ですが、愛媛県内のみならず中国や九州など県外からの患者様も多数で来院されています。

正常な角膜は透明かつ均一なカーブをもつ組織で、カメラのレンズのような働きもしています。しかし何らかの原因により角膜に混濁や変形をきたしてしまうと、機能を十分に発揮できなくなり視力に影響を及ぼしてしまいます。角膜に混濁や変形を及ぼす原因は先天的な疾患や外傷、細菌やカビ、ウイルスなどの感染症など様々あります。角膜感染症の場合、まずは点眼薬などの薬物治療で治療を行います。が、薬物治療後も混濁や瘢痕による変形が少なからず残ってしまうことが多く、視力不良場合には角膜移植が必要になることがあります。



そのほかにも、網膜疾患や緑内障などで複数回手術を繰り返さなければならなかった場合においても、角膜の最も内側にある内皮細胞が手術によるダメージを受け徐々に弱ってしまいうつまい、角膜が白く浮腫んで濁ってしまう場合があります。その状態を「水疱性角膜症」といい、現在のところ角膜移植が唯一の治療となります。水疱性角膜症に対する角膜移植では、以前は患者様の角膜全層を直径7～8mmで丸く打ち抜き、ドナー（提供）角膜全層を移植する「全層角膜移植」が主体でした。

しかし近年では角膜移植の手法も進歩し、傷んでいる内皮のあたりだけを移植する「角膜内皮移植」が主流となつています。角膜内皮移植は、少ないため、手術時の創口が小さく縫合も少ないため、術後の乱視が少なく比較的早期に術後視力が出やすい、また縫合糸からの術後感染症のリスクも

少ないといったメリットがあります。今後、角膜移植の技術はさらに進化し、IPS細胞も含めた培養細胞の移植ができるようになる日も近いのではないのでしょうか。そうなると培養細胞を眼の中に注射して終わってしまうことも可能になるかもしれません。とはいえ、現時点ではまだ培養細胞での移植は実験段階の部分も多く、実際に適応可能となるには課題も多いと思われます。また角膜全体を入れ替えることが可能になるような再生医療は容易ではありません。やはり提供角膜による角膜移植の必要性は今後も続いていくと思われるます。角膜移植は角膜を提供してくださる方々と、それを橋渡しするアイバンクの協力があつて成り立つ治療です。人でも多くの患者様に光を届けられるよう、これから皆様温かいご支援を賜りますようお願い申し上げます。私たちもご献眼いただいた方とそのご家族のお気持ちにお応えできるよう、日々診療に努めて参りたいと思います。

「献眼登録マグネットシール」について

献眼登録をさせていただいている皆さまには、献眼登録をしておられることをご家族に周知いただき、その連絡先がすぐわかるようにと、このようなマグネットシールをお送りさせていただいております。

ご家庭の冷蔵庫の扉に貼付いたたり、室内の目につくやすい所にピンで留めるなどされ、献眼のご意思をご家族で共有していただければと思います。マグネットシールを紛失している場合や、もう一枚欲しい等ご希望がございましたら、愛媛アイバンクに電話やEメールでご連絡をお願いします。（ご連絡は、左記まで）

目に
つく場所へ
お貼りくだ
さい

私の献眼時は、
ただちに
「愛媛アイバンク」へ
愛媛アイバンク・直通電話番号
☎(089)913-7786
24時間
受付

▲マグネットシール

マグネットシールのご請求はこちらまで

愛媛アイバンク事務局

TEL 089-913-7786

FAX 089-913-7817

E-mail jimukyoku@ehime-eyebank.com

献眼啓発DVD「ヒ・カ・リ」貸出のご案内

当財団では、団体向けに、公益財団法人日本アイバンク協会が創立50周年事業の一環として作成した、献眼啓発用DVD「ヒ・カ・リ」の貸出しを行っています。このDVDは、旧ジャニーズ事務所の全面的な協力によって作成されたもので、次のような内容となっています。

- 第1部 献眼啓発ドラマ 21分 【出演】滝沢秀明、中山優馬、水野真紀ほか
第2部 アイバンク活動紹介 14分

字幕入りDVDもありますので、是非、研修会等でご活用ください。

たくさん
ご利用を
お待ちしております

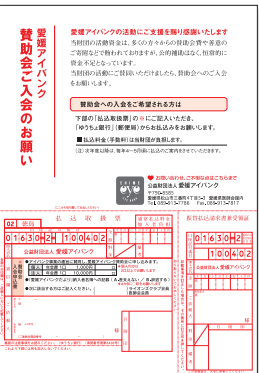
事務局便り

賛助会ご入会のご案内

当財団の事業を推進するための運営資金について公的補助はなく、しかも、昨今の超低金利により、基本財産の運用利息は期待できない状態です。

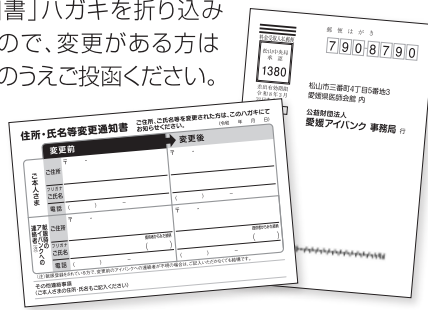
当財団では、賛助会員制度を設けており、会員様から年会費をいただき、これを事業の大きな財源にさせていただきます。

そこで、賛助会員となっておられない方には、今回も『賛助会ご入会のお願い』の用紙を折り込みさせていただきます。愛媛アイバンク事業にご理解とご賛同をいただきました場合には、ご協力をよろしくお願い申し上げます。



住所変更等の連絡のお願い

「アイバンクだより」をお送りしたとき、転居先不明等で返戻されることがあります。『住所・氏名等変更通知書』ハガキを折り込みましたので、変更がある方はご記入のうえご投函ください。

公益財団法人 愛媛アイバンク
役員 および 評議員名簿

(令和6年6月28日現在)

役職名	氏名(敬称略)	職 業 (公職)
理事長	山口 昌彦	愛媛県立中央病院眼科 主任部長、愛媛県眼科医会 理事
副理事長	白石 敦	愛媛大学医学部眼科 教授
	五藤 智子	はなみずき眼科 副院長、愛媛県眼科医会 理事
	菅 隆章	愛媛県保健福祉部長
	岡本 茂樹	岡本眼科クリニック 院長、愛媛県医師会 監事
	高岡 明彦	たかおか眼科・内科クリニック 院長、愛媛県眼科医会 副会長
	下分 章裕	しもわけ眼科 院長、愛媛県眼科医会 監事
	宮本 和久	みやもと眼科クリニック 院長、愛媛県眼科医会 理事
理 事	原 祐子	住友別子病院眼科 科長、愛媛県眼科医会 会長
	鳥山 浩二	愛媛大学医学部眼科 助教
	佐々木 哲広	ライオンズクラブ国際協会336-A地区1R-RC (松山金亀ライオンズクラブ所属)
	塩崎 安規	ライオンズクラブ国際協会336-A地区2R-RC (新居浜ひうちライオンズクラブ所属)
	菊池 英亮	ライオンズクラブ国際協会336-A地区3R-RC (八幡浜みなとライオンズクラブ所属)
監 事	船坂 恭介	船坂眼科 院長、愛媛県眼科医会 理事
	近藤 淳	ライオンズクラブ国際協会336-A地区1R 環境保全・保健福祉委員 (松山南ライオンズクラブ所属)
	岡田 義弘	愛媛県保健福祉部社会福祉医療局 医療対策課長
	福田 浩	ふくだ循環器科内科クリニック 院長、愛媛県医師会 常任理事
	高石 義浩	北条病院 院長、松山市医師会 副会長
	林 康人	松山市民病院 眼科部長
	別所 建一郎	別所眼科 院長、愛媛県眼科医会 理事
	緒方 実紀	松山市民病院 眼科部長、愛媛県眼科医会 理事
評議員	田坂 嘉孝	南松山病院眼科 主任部長
	平野 澄江	吉田眼科 院長、松山市医師会 理事
	川崎 史朗	かわさき眼科 院長、愛媛県眼科医会 副会長
	坂根 由梨	愛媛大学医学部地域眼科学講座 准教授、愛媛県眼科医会 理事
	海野尾 良枝	ライオンズクラブ国際協会336-A地区2R 環境保全・保健福祉委員 (今治くろしまライオンズクラブ所属)
	豊田 恵介	ライオンズクラブ国際協会336-A地区3R 環境保全・保健福祉委員 (宇和島ライオンズクラブ所属)

理事任期 自 令和6年6月24日
至 令和8年度定時評議員会終了時
監事任期 自 令和6年6月24日
至 令和10年度定時評議員会終了時
評議員任期 自 令和6年6月24日
至 令和10年度定時評議員会終了時

寄附金の税制優遇措置について

当財団への寄附金や賛助会会費については、税制優遇措置を受けることができます。

個人の場合

1 所得税の優遇措置を受けるには

- 確定申告をする必要があります。（寄附をした翌年の3月15日まで）
- 申告には「振込金受領書」または「領収書」と、愛媛アイバンクが特定公益増進法人^{※1}である旨の「税額控除に係る証明書」(写し)の添付が必要です。「税額控除に係る証明書」(写し)は当財団にご連絡いただければ郵送いたします。なお、愛媛アイバンクのホームページの次のPDFからプリントアウトすることもできます。【税額控除に係る証明書】(PDF)
- 確定申告をすることにより、個人住民税についても併せて「寄附金税額控除」を受けることができます。
- 個人住民税については、確定申告によらず、お住まいの市町村へ直接申告することもできます。

2 個人所得税の寄附金控除

寄附金特別控除(税額控除)と寄附金控除(所得控除)の方法があり、次のA、Bのどちらか有利な方を選択できます。

[A] 寄附金特別控除(税額控除)

個人が2千円を超える寄附をされた場合、次の算式により算出された金額が所得税から控除されます。

$$(\text{寄附金合計額} \times 40\%) = \text{税額控除額} \quad \text{※3}$$

※2 税所得金額の40％が限度 ※3 所得税額の29％が限度(100円未満切り捨て)

[B] 寄附金控除(所得控除)

個人が2千円を超える寄附をされた場合、次の算式により算出された金額が所得金額から控除されます。

$$\text{寄附金合計額} - 2,000 = \text{所得控除額} \quad \text{※4}$$

※4 総所得金額の40％が限度

3 個人住民税の税額控除

ご寄附をされた翌年の1月1日現在で愛媛県にお住まいの方は、個人住民税についての控除を受けることができます。確定申告をすることにより、所得税と一緒に控除を受けることができますが、確定申告によらず、お住まいの市町村へ直接申告することもできます。

$$(\text{寄附金合計額} \times \text{税率}) = \text{税額控除額} \quad \text{※5}$$

※5 総所得金額の30％が限度

※6 県と該当の市町村ともに指定した寄附金10％(個人住民税と個人住民税から控除)

・県のみが指定した寄附金4％(個人住民税から控除)

・該当の市町村のみが指定した寄附金6％(個人住民税から控除)

法人の場合

一般寄附金の損金算入限度額と別種で損金算入限度額が設けられています。

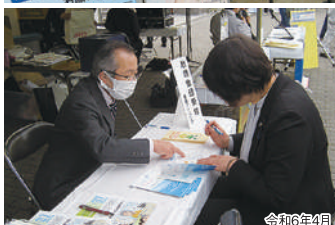
1 一般の寄附金の損金算入限度額

$$(\text{寄附金支出前所得金額} \times 2.5\% + \text{期末の資本金等の額} \times 0.25\%) \times 1/4$$

2 特定公益増進法人に対する寄附金の損金算入限度額

$$(\text{寄附金支出前所得金額} \times 6.25\% + \text{期末の資本金等の額} \times 0.375\%) \times 1/2$$

1と2の合計が損金算入限度額になります。

松山東ライオンズクラブ共催
献眼登録キャンペーン松山東ライオンズクラブ共催
献眼登録キャンペーン松山東ライオンズクラブ共催
献眼登録キャンペーン松山東ライオンズクラブ共催
献眼登録キャンペーン松山東ライオンズクラブ
例会にて寄附金受領松山東ライオンズクラブ
例会にて寄附金受領松山東ライオンズクラブ共催
献眼登録キャンペーン松山東ライオンズクラブ共催
献眼登録キャンペーン令和5年度
第2回理事会令和6年度
定例総会

愛媛アイバンク 主な活動報告